

令和8年度 幼児教育アドバイザー・架け橋期コーディネーター訪問支援事業実施要項

滋賀県幼児期教育センター

1 目的

県内の幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設等（以下、「幼児教育施設」という。）や小学校、義務教育学校（前期課程）（以下、「小学校等」という。）、市町幼児教育主管課、市町教育委員会の要請を受け、幼児教育アドバイザー・架け橋期コーディネーター（以下、「幼児教育A・架け橋期Co」という。）が幼児教育施設や小学校等を訪問し、参観等を通して助言や支援等を行い、保育・教育内容の質の向上および幼保小接続の充実を図る。

2 支援内容

- ・幼児教育施設や小学校等からの要請を受け訪問し、保育・教育内容等についての助言や支援を行う。また、「架け橋期カリキュラム」の作成・検証・改善等、幼保小接続の充実に向けた助言や支援等を行う。
- ・市町幼児教育主管課および市町教育委員会が主催する研修会等において、「架け橋期カリキュラム」の作成・検証・改善等、幼保小接続の充実や保育・教育の質の向上に向けた助言や支援等を行う。

3 対象

県内すべての幼児教育施設および小学校等、市町幼児教育主管課、市町教育委員会

4 訪問者

訪問は、幼児教育A・架け橋期Coが行う。幼児教育A・架け橋期Coは、専門的な知見や豊富な実践経験を有する者で、滋賀県幼児期教育センター（以下「当センター」という。）が幼児教育A・架け橋期Coとして依頼した者とする。当センター指導主事等が対応する場合や同行する場合がある。

5 実施期間

令和8年6月1日（月）～令和9年2月26日（金）

6 訪問日程・参加者

- ・訪問日時は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分までとし、1回の訪問のめやすは2時間から6時間とする。その他の日程を希望する場合は、当センターが相談に応じる。
- ・訪問する幼児教育A・架け橋期Coの休憩は、必要に応じて随時設定する。6時間以上の研修の場合は、必ず45分の休憩を設定する。
- ・参加者の人数や構成は、幼児教育施設や小学校等の状況に応じて設定する。
- ・訪問日程や研修内容は、【別表1】を参考にし、地域の幼児教育施設および小学校等と連携して実施する等、地域の保育・教育の質の向上および幼保小接続の充実に資するように、幼児教育施設や小学校等の実情に合わせて設定する。

7 申込等について

(1) 申込時期

- ・年度を前期（6月～9月）・後期（10月～2月）に分け、年2回（前期5月・後期9月）募集する。
※同一の幼児教育施設や小学校等における年間を通じた訪問回数は、2回（前期1回、後期1回）までとする。
※募集期間を過ぎてから申し込みについては、当センターで個別に相談に応じる。

(2) 申込方法及び締切

- ①訪問支援を希望する幼児教育施設や小学校等は、別紙様式1を市町担当課または市町教育委員会に提出する。滋賀県保育士等キャリアアップ研修（幼児教育分野）として受講を希望する場合は、別紙様式2を併せて提出する。（詳細は別紙「令和8年度滋賀県保育士等キャリアアップ研修（幼児教育分野）」の取扱いに

ついて」のとおりであるため、内容を十分に確認した上で申し込むこと。)また、市町の研修会等についても別紙様式1を提出する。

②市町担当課または市町教育委員会は、全ての別紙様式1、別紙様式2を当センターあてメールで提出する。

【前期申込締切】令和8年5月14日(木) 【後期申込締切】令和8年9月3日(木)

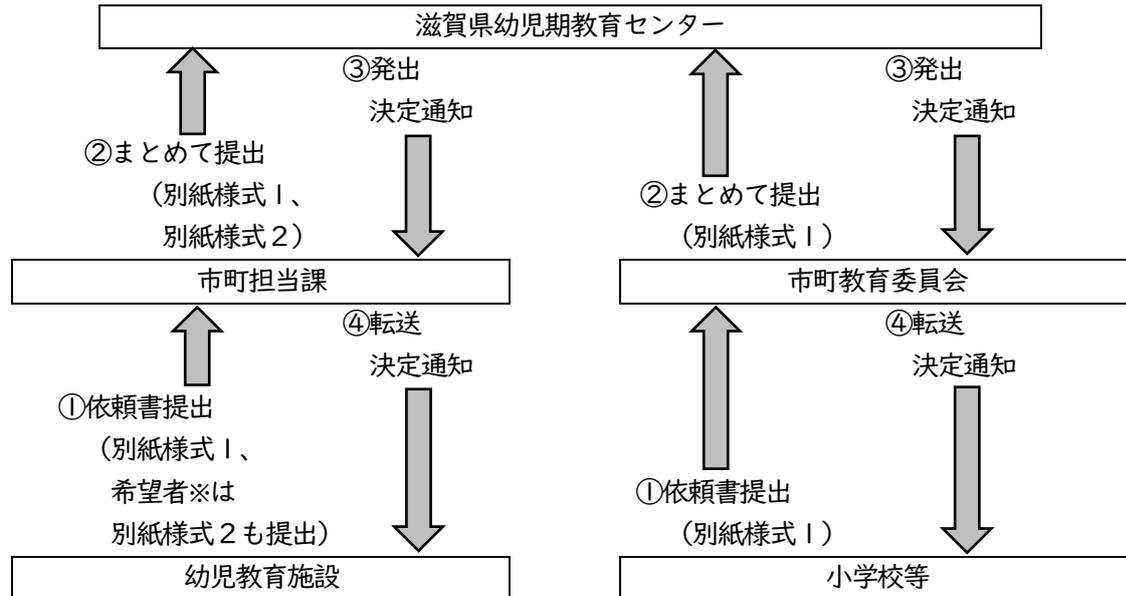
※市町担当課または市町教育委員会は、別紙様式1、別紙様式2の依頼内容等を十分確認した上で提出すること。

③日程調整後、当センターから決定通知を市町担当課または市町教育委員会に発出する。

④市町担当課または市町教育委員会は、当センターからの決定通知を幼児教育施設や小学校等へ転送する。

◆申込多数の場合は、対応できないこともある。その場合は、令和6・7年度に本支援事業を受けていない幼児教育施設や小学校等、市町幼児教育主管課、市町教育委員会を優先して調整する。

【手続きルート】



※滋賀県保育士等キャリアアップ研修(幼児教育分野)としての受講希望者

(3) その他

- ・幼児教育施設の取りまとめは、市町が担当窓口を決定し、当該市町担当課が行う。
- ・小学校等からの希望の取りまとめは、市町教育委員会が行う。
- ・市町の研修会等の取りまとめは、市町担当課または市町教育委員会が行う。

8 経費

幼児教育A・架け橋期C₀の訪問支援に係る経費(謝金や旅費等)は、当センターが負担する。

9 その他

- ・別紙様式1「各施設依頼書」に基づき、幼児教育A・架け橋期C₀を派遣するため、「希望する参観クラス・参加者」や「希望する支援内容」、「当日の流れの希望」等できるだけ具体的に記入する。
- ・よりよい支援を行うために、決定通知発出後、依頼書に記載されている「希望する支援内容」に基づき、当センター担当者および幼児教育A・架け橋期C₀と直接相談の上、決定する。また、保育・授業参観を希望する場合は、事前に保育・授業指導案(略案可)を3日前(土・日・祝日を除く)までに幼児教育A・架け橋期C₀に事前に送付する。また、研修会の資料等がある場合も事前に送付する。
- ・(別紙)「専門分野に関する支援内容」の具体的な支援方法については、当センターと関係課が連携して対応する。
- ・訪問支援を受けた幼児教育施設および小学校等は、訪問後2週間以内に別紙様式3「事後アンケート」を市町担当課または市町教育委員会を通じて当センターに提出する。
- ・本事業で得た保育・教育の質の向上および幼保小接続に役立つ情報は、県内の実践として、関係機関の承諾を得た上で、活用する場合がある。

【別表1】日程および内容

	例1		例2	
	幼保小接続 合同研修会 計5時間30分	午前：参観（保育） 午後：参観（授業） 幼保小合同研修会	園内研修会 計4時間	午前：参観 午後：園内研修
午前	10:15～10:30	打合せ	10:00～10:15	打合せ
	10:30～12:00	保育参観	10:15～12:00	保育参観
昼食	12:00～12:45	昼食など休憩	12:00～12:45	昼食など休憩
午後	12:45～13:40	移動、研修準備	12:45～13:15	園内研修準備
	13:40～14:25	授業参観	13:15～14:30	園内研修
	14:25～14:45	研修準備	14:30～14:45	まとめ、振り返り
	14:45～16:15	幼保小合同研修会		
	16:15～16:30	まとめ、振り返り		

※時間や保育（授業）参観するクラスについては、各校園の実情に合わせて設定してください。

<p>【担当】 滋賀県幼児期教育センター TEL 077-528-4661 E-mail youji@pref.shiga.lg.jp</p>
